

○笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則

平成19年3月29日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民団体等の公益活動を支援するため、市が所有し、管理する自動車及び備品（以下「備品等」という。）を公務に支障のない範囲において貸し出すことに関し、必要な事項を定める。

(平25規則24・一部改正)

(貸出対象備品等)

第2条 貸し出しすることのできる自動車（以下「貸出公用車」という。）は次に掲げる種類の貸出公用車で、市長が別に定めるものとする。

- (1) 交通安全指導車（青色防犯パトロール車）
- (2) 軽トラック
- (3) トラック

2 貸し出しすることのできる備品（以下「貸出備品」という。）は、別表第1に定めるものとする。

(平23規則3・平25規則24・令5規則19・一部改正)

(貸出対象者)

第3条 貸出しの申請をすることができるものは、自主的な公益活動（営利、宗教及び政治活動等を目的とするものを除く。）を行う次に掲げる市内の団体とする。

- (1) 防犯活動団体、交通安全活動団体
- (2) 自治会、町内会
- (3) 高齢者クラブ
- (4) PTA、子ども会育成会、幼稚園、保育園の父母会等の教育関係団体
- (5) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (6) 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- (7) 総務課に届出の団体で、無償の活動を行う団体
- (8) その他市長が特に必要と認めた団体

(令5規則19・一部改正)

(使用目的)

第4条 貸し出しすることのできる備品等（以下「貸出備品等」という。）の貸出しは、次に掲げる目的に使用する場合に行うものとする。

- (1) 市内の防犯パトロール及び交通安全指導の用に供するとき。
- (2) 警察署と共同で行う啓発活動の用に供するとき。
- (3) 市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化及び清掃活動の用に供するとき。
- (4) スポーツ大会・イベント等で使用するもので、物品の運搬の用に供するとき。
- (5) 地域コミュニティ活動又は公益的活動の用に供するとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

2 前項の規定にかかわらず、総会、役員会その他会議等の開催に伴う用に供するときは、貸出備品の貸出しを行うことができる。

(平25規則24・一部改正)

(使用区域)

第5条 貸出備品等を使用できる区域は、笠間市内の区域とする。

(平25規則24・一部改正)

(貸出日及び貸出機関)

第6条 貸出備品等は、次に掲げる日に貸出すものとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、貸出備品等の貸出日を変更することができる。

3 貸出公用車のうち交通安全指導車及び貸出備品については、第1項の規定にかかわらず、随時貸出しを行うものとする。

4 貸出備品の貸出期間は、5日以内とする。ただし、貸出備品の返却日が閉庁日となる場合は、翌開庁日までの期間は含めないものとする。

(平25規則24・一部改正)

(貸出時間)

第7条 貸出備品等の貸出し時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、このうち交通安全指導車の貸出し時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、貸出し時間を変更することができる。

(平23規則1・平25規則24・一部改正)

(使用申請)

第8条 貸出公用車を使用しようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の1箇月前から5日前までの間に、笠間市貸出公用車使用許可申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)に貸出公用車を運転する者(以下「運転者」という。)の運転免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、貸出日の5日前が閉庁日となる場合は、その日前においてその日に最も近い開庁日とする。

2 貸出備品を使用しようとする団体の代表者等(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の1箇月前から5日前までの間に、笠間市貸出備品使用許可申請書兼誓約書(様式第1号の2。以下「申請書」という。)に申請者の身分証明書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、貸出日の5日前が閉庁日となる場合は、その日前においてその日に最も近い開庁日とする。

3 前項の身分証明書は、運転免許証又は被保険者証等で個人の特定ができるものに限る。

(平25規則24・令4規則7・一部改正)

(使用の許可)

第9条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、笠間市貸出公用車使用許可書(様式第2号)又は笠間市貸

出備品使用許可書（様式第2号の2。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

（平25規則24・一部改正）

（経費負担）

第10条 貸出備品等を使用しようとする申請者は、別表第2に定める額を経費負担として市長が定める日までに納付しなければならない。ただし、交通安全指導車についてはこの限りではない。

（平23規則3・平25規則24・令5規則19・一部改正）

（使用の許可の取消等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定により許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）に対し、貸出備品等の使用の許可を取り消し、その返還を命ずることができる。

（1） 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、貸出備品等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

（2） 運行上その他の事情で貸出備品等に支障が生じたとき。

（3） 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。

（4） この規則又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

（5） その他市長が使用することが適当でないとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号に基づき使用の許可を取り消したときは、使用者に対し、前条の規定により納付した経費負担の全額又はその一部を返還するものとする。

（平25規則24・一部改正）

（転貸等の禁止）

第12条 使用者は、貸出備品等を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

（平25規則24・一部改正）

（貸出し及び返還）

第13条 貸出備品等については、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、同じ場所に返還するものとする。

2 市長は、貸出備品等の使用者に対し、貸し出す際に申請書下欄の預り証に署名を徴したのち、これを引き渡すものとする。

3 貸出備品等を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、貸出備品等を所定の場所に返還するものとする。

4 使用者又は運転者（以下「使用者等」という。）は、貸出公用車の使用を終えたときは、貸出公用車に備え付けてある運転日報への記載及び清掃を行い、市長の検査を受けなければならない。

5 貸出備品の使用者は、その使用を終えたときに清掃及び点検を行い、市長の検査を受け、許可証下欄の返却確認に担当者の署名を受けるものとする。

6 同一の貸出備品は、同一の申請者に対し、ひと月1回までの貸出しとする。

（平25規則24・一部改正）

（交通事故の処理）

第14条 使用者等及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次に定める順位により、事故処理を行うものとする。

- (1) 第1順位 負傷者の救助処置及び救急車の要請
 - (2) 第2順位 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止措置
 - (3) 第3順位 所管の警察署への通報
 - (4) 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - (5) 第5順位 事故相手方の連絡先等の確認
 - (6) 第6順位 市長への事故状況の報告
- (事故等の届出)

第15条 前条第6号に規定する市長への事故状況の報告は、貸出公用車事故届出書(様式第3号)により、使用者等が市長に届け出るものとする。

- 2 使用者等は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出しなければならない。
- 3 使用者等は、貸出公用車をき損し、又は亡失したときは、遅滞なく貸出公用車き損等届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
(損害賠償)

第16条 使用者等は、事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

- 2 使用者等は、交通事故等を起こした場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害賠償を行わなければならない。
- 3 使用者等は交通事故以外で貸出備品等をき損し、又は亡失したときは、使用者等の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。
(平25規則24・一部改正)

(き損等の届出)

第17条 貸出備品の使用者は、それをき損し、又は亡失したときは、遅滞なく貸出備品き損等届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

- 2 貸出備品の使用者は、それにより事故等を起こしたときは、遅滞なく貸出備品事故届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。
(平25規則24・追加)

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(平25規則24・旧第17条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第3号)

この規則は、平成23年2月14日から施行する。

附 則(平成25年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 38 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 8 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 19 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（令 5 規則 19・全改）

	名称	個数	貸出・返却窓口	経費負担
1	電源ドラム	1 個	総務課（本所）	無
2	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	総務課（本所）	無
3	プロジェクター	1 台	総務課（本所）	無
4	ワイドスクリーン	1 個	総務課（本所）	無
5	誘導棒（赤）	10 本	総務課（本所）	無
6	簡易テント（3m×3m）	1 個	総務課（本所）	無
7	側溝蓋上げ器	2 個	管理課	無
8	テント（2間×3間）	3 個	生涯学習課（教育委員会）	無
9	ポータブルマイク	1 個	生涯学習課（教育委員会）	無
10	防火・防災DVD等	86 個	予防課（消防本部）	無
11	心肺蘇生訓練用人形（成人）	12 体	警防課（消防本部）	無
12	心肺蘇生訓練用人形（小児）	8 体	警防課（消防本部）	無
13	心肺蘇生訓練用人形（乳児）	8 体	警防課（消防本部）	無
14	訓練用AED	8 体	警防課（消防本部）	無
15	おむつ替え・授乳用移動式テント	3 組	子ども福祉課	無
16	折りたたみ式おむつ交換台	3 台	子ども福祉課	無
17	授乳用いす	3 脚	子ども福祉課	無

別表第 2（第 10 条関係）

（平 23 規則 3・一部改正、平 25 規則 24・旧別表・一部改正、令 5 規則 19・一部改正）

経費負担

使用区分\時間	4 時間未満	4 時間以上
車種一律 ※交通安全指導車は除く	500 円	1,000 円

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 団体名
住 所 笠間市
代 表 者
電 話 番 号
(当日、連絡がとれる電話番号)

笠間市貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

笠間市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則第8条第1項に基づき、下記のとおり申請及び誓約します。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 時 分 から 前・後 時 分 まで															
希望する 使用車両	車 名															
	登録番号															
使用の目的 (具体的に)																
行き先																
運 転 者 (運転する可能性 のある方すべて)	氏 名		住 所													
乗 車 人 数	名	同乗者氏名 (すべて記入)														
使用に関する 誓 約 書	笠間市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。 1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。 2 転貸はしません。 3 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、笠間市が加入している自動車保険で補填されない部分については、すべて代表者又は運転者(以下「使用者」という。)の負担とします。 4 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担とします。 5 その他事故等に際し、笠間市に一切の迷惑及び損害をかけません。 (参考) 笠間市が加入している任意保険(損害賠償責任額)															
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>保 険 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>車 両</td><td>保険会社査定額(免責額0万円)</td></tr><tr><td>対 人</td><td>無制限</td></tr><tr><td>対 物</td><td>無制限(免責額0円)</td></tr><tr><td>搭 乗 者</td><td>1名につき 1,000万円</td></tr><tr><td>人身傷害(搭乗中)</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>その他の補償</td><td>弁護士費用特約</td></tr></tbody></table>				保 険 金 額	車 両	保険会社査定額(免責額0万円)	対 人	無制限	対 物	無制限(免責額0円)	搭 乗 者	1名につき 1,000万円	人身傷害(搭乗中)	3,000万円	その他の補償
	保 険 金 額															
車 両	保険会社査定額(免責額0万円)															
対 人	無制限															
対 物	無制限(免責額0円)															
搭 乗 者	1名につき 1,000万円															
人身傷害(搭乗中)	3,000万円															
その他の補償	弁護士費用特約															

※ 添付書類 運転者の免許証の写し(運転をする可能性のある方すべて)

様式第1号の2（第8条関係）

年 月 日

笠間市長 様

申請者 団体名

住 所 笠間市

代 表 者

電話番号

（当日、連絡がとれる電話番号）

笠間市貸出備品使用許可申請書兼誓約書

笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則第8条第2項に基づき、下記のとおり申請および誓約します。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 時 分 から 年 月 日 午 前・後 時 分 まで			
希望する備品	名称		数量	
	名称		数量	
	名称		数量	
使用の目的 （具体的に）				
使用場所				
使用に関する誓約書	笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。 1 使用期間中は、その使用に関し常に安全を心がけます。 2 転貸はしません。 3 故意、過失等で使用備品を損傷し、又は亡失した場合は、その修理に要する費用等は、全て代表者の負担とします。 4 万一事故等で使用備品により第三者に損害を与えた場合は、すべて代表者の責任において損害賠償を行います。 5 その他事故等に際し、笠間市に一切の迷惑及び損害をかけません。			
預り証				
年 月 日	申請者 _____			

※ 添付書類 申請者の身分証の写し

様式第2号(第9条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

笠間市長



笠間市貸出公用車使用許可書

笠間市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則に基づき、下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 時 分 から 前・後 時 分 まで																
使用車両	車 名																
	登録番号																
使用の目的																	
行き先																	
運転者	氏 名		住 所														
乗車人数	名																
使用に関する許可条件	<p>笠間市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則に基づき、次の条件で貸し付けます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用期間中は、道路交通法を遵守してください。 2 転貸はしないでください。 3 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、笠間市が加入している自動車保険で補填されない部分については、すべて代表者又は運転者(以下「使用者」という。)の負担となります。 4 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担となります。 5 やむを得ない事由により、貸出公用車の使用を取消す場合があります。 6 その他事故等に際しては、誓約書の内容を遵守してください。 <p>(参考) 笠間市が加入している任意保険(損害賠償責任額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保 険 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車 両</td> <td>保険会社査定額(免責額0万円)</td> </tr> <tr> <td>対 人</td> <td>無制限</td> </tr> <tr> <td>対 物</td> <td>無制限(免責額0円)</td> </tr> <tr> <td>搭 乗 者</td> <td>1名につき 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>人身傷害(搭乗中)</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他の補償</td> <td>弁護士費用特約</td> </tr> </tbody> </table>				保 険 金 額	車 両	保険会社査定額(免責額0万円)	対 人	無制限	対 物	無制限(免責額0円)	搭 乗 者	1名につき 1,000万円	人身傷害(搭乗中)	3,000万円	その他の補償	弁護士費用特約
	保 険 金 額																
車 両	保険会社査定額(免責額0万円)																
対 人	無制限																
対 物	無制限(免責額0円)																
搭 乗 者	1名につき 1,000万円																
人身傷害(搭乗中)	3,000万円																
その他の補償	弁護士費用特約																

様式第2号の2（第9条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

笠間市長 印

笠間市貸出備品使用許可書

笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則に基づき、下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 時 分 から 年 月 日 午 前・後 時 分 まで
希望する備品	名称 <input type="text"/> 数量 <input type="text"/>
	名称 <input type="text"/> 数量 <input type="text"/>
	名称 <input type="text"/> 数量 <input type="text"/>
使用の目的 (具体的に)	
使用場所	
使用に関する誓約書	<p>笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則に基づき、次の条件で貸し出します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 使用期間中は、その使用に関し常に安全を心がけてください。2 転貸はしないでください。3 故意、過失等で使用備品を損傷し、又は亡失した場合は、その修理に要する費用等は、すべて代表者の負担となります。4 万一事故等で使用備品により第三者に損害を与えた場合は、すべて代表者の責任において損害賠償を行ってください。5 やむを得ない事由により、貸出備品の使用を取り消すことがあります。6 その他事故等に際しては、誓約書の内容を遵守してください。
返却確認 年 月 日	担当者 <input type="text"/>

様式第3号(第15条関係)

笠間市長 様

貸出公用車事故届出書

事故区分	1 人対車両	2 車両相互	3 工作物衝突	4 路外逸脱	5 踏切	6 法令違反	7 調査中	年 月 日	届出者所属団体名		
									届出者氏名 (使用者)		
公用車車名						登録番号					
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分					事故発生場所					
事故による又は相手側の損害状況等	区分	報告者側						相手側			
	勤務先又は住所	TEL						TEL			
	乗車者	運転者	氏名 (歳)					職業	氏名	(歳)	
		同乗者	氏名	(歳)					職業	氏名	(歳)
			氏名	(歳)						氏名	(歳)
	氏名	(歳)						氏名	(歳)		
	免許取得	年 月 日 (事故前歴 1 有 2 無) (免許番号第 号)					年 月 日				
	人身に与えた損害の状況及び治療見込期間										
	車両又は工作物等の損害の状況及び損害額	(残存価格 千円) (損害額 千円)					(残存価格 千円) (損害額 千円)				
	車名及び年式										
登録番号											
車体番号											
※強制保険	会社名										
	加入種別及び金額										
※任意保険	会社名										
	加入種別及び金額										

※印は記入しない。

事故(交通違反)の概要	「使用者は、幅員〇〇mの道路を時速〇〇kmの速度で〇〇方面に進行中」など具体的に記入すること。
事故発生後措置した事項	
事故現場略図(事故状況図)※作図例参照	
事故に対する貸出所属長の所見	

交通事故届出書記載要領

- 1 「事故区分」欄には、該当する事項の番号を○で囲むこと。
- 2 「事故発生場所」欄には、市町村名、町名、番地の他、道路名をも記載すること。
- 3 「勤務先又は住所」欄には、なるべく勤務先を記載するものとし、勤務先における地位をも記載すること。
- 4 「人身に与えた損害の状況及び治療見込期間」欄には、同乗者の状況をも記載するものとし、なるべく具体的に記載すること。
- 5 「車両又は工作物等の損害の状況及び損害額」欄には、車両の破損箇所その他、工作物(塀、電柱等)の損害状況を記載し、その合計額を(損害額)とすること。また、残存価額とは事故発生直前の車両の評価額をいい、算定方法は、財産管理台帳に記載されている額(市有車両以外の車両にあつては購入時の価額)を基礎額として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により算出した価額とする。なお、残存価額は、軽微な事故の場合は記載を要しない。(償却の方法は定率法で計算すること。)
- 6 「事故の概要」欄には、記載されている文に字句又は数字を加え、以降に、どのような形態で事故が発生し、その主要な原因がどこにあったか等について客観的に記述すること。
- 7 「強制保険」又は「任意保険」欄は、記載を要しない。
- 8 「事故発生後措置した事項」欄には、被害者に対する応急措置、警察署への届出等について記載すること。
- 9 「事故現場略図」欄は、各種交通標識、標示、道路幅員、制限速度等について、次図をできるだけ詳細に記載すること。
- 10 必要に応じて別紙により記載すること。

様式第4号(第15条関係)

年 月 日

笠間市長 様

届出者 団体名
住 所 笠間市
代 表 者
電話番号

笠間市貸出公用車き損等届出書

笠間市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則第15条第3項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 前・後			時 分 から 時 分 まで
使用車両	車 名			
	登 録 番 号			
使用内容				
使用場所				
運 転 者	氏 名		住 所	
届出種別	1 亡失 2 汚損 3 き損			
状況説明				

様式第5号（第17条関係）

年 月 日

笠間市長 様

申請者 団体名
住 所 笠間市
代 表 者
電話番号

（当日、連絡がとれる電話番号）

笠間市貸出備品き損等届出書

笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則第16条第1項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

使用日時	年 月 日 午 前・後 時 分 から 年 月 日 午 前・後 時 分 まで			
使用備品	名称		数量	
	名称		数量	
	名称		数量	
使用の目的 （具体的に）				
使用場所				
届出種別	1. 亡失 2. 汚損 3. き損			
発生日時	年 月 日 午 前・後 時 分 頃			
状況説明	何を・どうしていたときに・どうなったのか			

※ 添付書類 備品及び状況写真等

様式第6号（第17条関係）

年 月 日

笠間市長 様

申請者 団体名

住 所 笠間市

代 表 者

電話番号

（当日、連絡がとれる電話番号）

笠間市貸出備品事故届出書

笠間市市民活動支援のための備品等の貸出しに関する規則第16条第2項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

使用日時	年	月	日	午	前・後	時	分	から	
	年	月	日	午	前・後	時	分	まで	
使用備品	名称						数量		
	名称						数量		
	名称						数量		
使用の目的 （具体的に）									
使用場所									
相手氏名									
住 所									
連絡先									
発生日時	年	月	日	午	前・後	時	分	頃	
状況説明	何を・どうしていたときに・どうなったのか・相手の怪我等の状況								

※ 添付書類 備品及び状況写真等

様式第1号（第8条関係）

（令3規則8・一部改正）

様式第1号の2（第8条関係）

（平25規則24・追加、令3規則8・一部改正）

様式第2号（第9条関係）

様式第2号の2（第9条関係）

（平25規則24・追加）

様式第3号（第15条関係）

（平25規則24・令3規則8・一部改正）

様式第4号（第15条関係）

（平25規則24・令3規則8・一部改正）

様式第5号（第17条関係）

（平25規則24・追加、令3規則8・一部改正）

様式第6号（第17条関係）

（平25規則24・追加、令3規則8・一部改正）